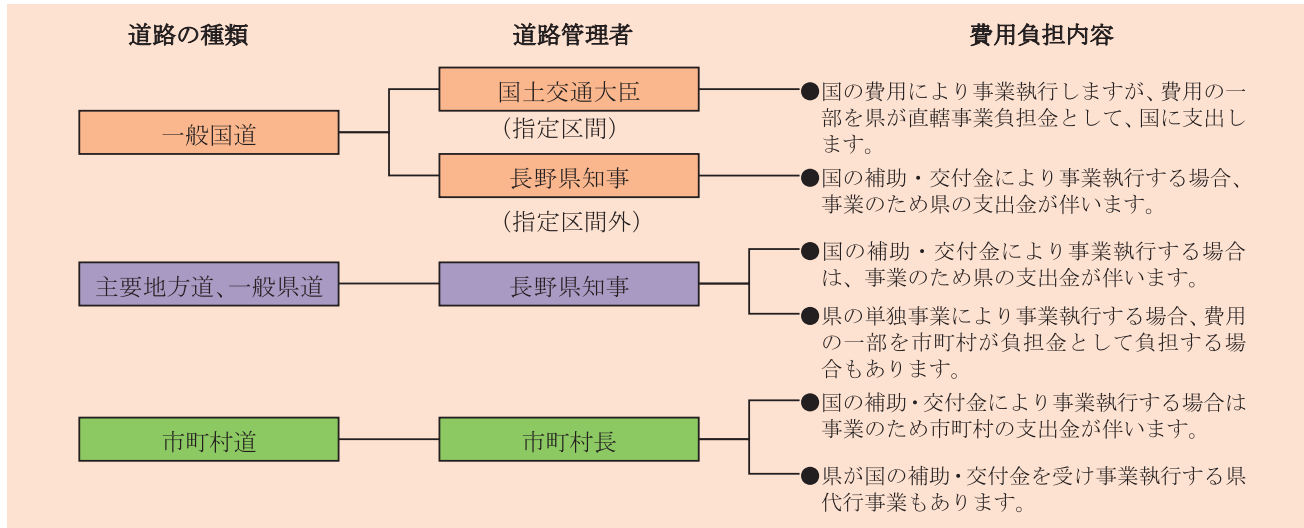


道路事業の費用内訳



道路関係の財源

道路を造るには、通常長い年月を必要とするため、着実に推進するには安定した財源が必要です。

県の道路関係の財源は、国庫支出金、県税、県債及び地元負担金で構成されます。

従来から道路の直接的な受益者である自動車等利用者が燃料や車両保有・取得時に税を負担していますが、これらの税は道路整備財源の安定的確保を目的とした道路特定財源と呼ばれ、国庫支出金には、ガソリン税、石油ガス税、県税では、自動車取得税、軽油引取税などがあてられていました。

平成 20 年 12 月 8 日に「道路特定財源の一般財源化等について」の政府・与党合意がなされ、これを踏まえ、平成 21 年度より道路特定財源がすべて一般財源化されました。

補助事業

複数年にわたり計画的かつ集中的な投資が必要となる地域高規格道路、重要物流道路、ICアクセス道路等の個別箇所ごとの整備に加え、複数の事業間連携が必要な土砂災害対策道路、交通安全対策（地区内連携）事業や施策別計画に基づく道路メンテナンス、無電柱化推進計画事業、踏切道改良計画事業等、交通安全対策（通学路緊急対策）事業についても令和 2 年度以降個別補助制度が創設され、重点的な支援が受けられるようになりました。

社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として、平成 22 年度に創設されました。

整備計画に掲げる政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

(交付対象)

●社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

(交付期間)

●社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね 3 年から 5 年とする。

(交付対象事業)

●社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とする。

1 基幹事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業

＊道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業）

2 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業、効果促進事業等

防災・安全交付金

地方公共団体が実施する国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の確保に資する事業に特化した防災・安全交付金により、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、通学路対策・無電柱化等について、総合的に支援を実施します。

防災・安全交付金

地域における総合的な事前防災・減災対策、生活空間の安全確保に対する集中的支援